

## 東京都衛生検査所精度管理調査実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、衛生検査所における検査精度の向上を図り、もって都民の医療と健康確保に資するため、精度管理調査及び調査結果に基づく指導を行うことに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象検査所)

第2 精度管理調査（以下「調査」という。）は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項により登録を受けている衛生検査所（以下「検査所」という。）を対象として行い、原則として希望するすべての検査所を調査に参加させるものとする。

2 参加費用は、ブラインド方式に係るものについては無料とし、オープン方式に係るものについては別表のとおりとする。

### (実施方式)

第3 調査の実施方式は、オープン方式又はブラインド方式とする。

2 「オープン方式」とは、試料と調査票を直接検査所に送付して検査させ、その成績書を回収する方法をいう。

3 「ブラインド方式」とは、試料を公益社団法人東京都医師会（以下「都医師会」という。）が選定した協力医を通じて、日常の検体と同様な状態で検査依頼し、その結果を記載した検査成績書を回収する方法をいう。

4 オープン方式による調査は、東京都と衛生検査所とで別途契約を締結の上、行うものとする。

### (検査項目)

第4 検査項目は、生化学的検査、血清学的検査、血液学的検査、微生物学的検査、寄生虫学的検査及び病理学的検査に属する項目のうちから、福祉保健局長が東京都衛生検査所精度管理検討委員会（以下「委員会」という。）の意見を聞いて選定する。

### (評価基準等)

第5 調査の評価基準、調査回数、調査実施日及び調査結果の評定等は、福祉保健局長が委員会の意見を聞いて定める。

### (役割分担)

第6 オープン方式及びブラインド方式（試料の作製及び搬送並びに調査結果の集計に限

る。)は、健康安全研究センターが実施する。

2 ブラインド方式(試料の作製及び搬送並びに調査結果の集計を除く。)は、都医師会が都の委託を受けて実施する。

3 都医師会、委員会及び検査所との連絡並びに調査の実施に係る総合調整は、福祉保健局医療政策部が担当する。

(予備調査)

第7 調査を実施するに当たり、検査所における検査項目、使用機器及び日常の精度管理の状況等を事前に把握する必要があるときは、福祉保健局長は委員会の意見を聞いて検査所に対し、予備調査を実施することができるものとする。

(調査結果)

第8 福祉保健局長は、調査の実施結果を報告書にまとめ、検査所に通知するものとする。

(講習会)

第9 福祉保健局長は、講習会を開催し調査結果の講評を行うものとする。

(指導)

第10 福祉保健局長は、調査の結果、検査業務に問題があると思われる検査所に対し、個別に調査し、指導を行うものとする。

(委任)

第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は福祉保健局医療政策部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和58年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。ただし、第2の2の改正規定は、平成

16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3の3の改正規定は、平成25年4月1日から適用する。

別表

参加費用表

No	参加検査区分	参加費用(単位:円)
1	生化学的検査	18,000円
2	血清学的検査	10,000円
3	血液学的検査	8,000円
4	微生物学的検査	1,000円
5	細胞診検査(婦人科)	1,000円
6	細胞診検査 <small>かくたん</small> (喀痰)	1,000円
7	組織診検査	1,000円
8	寄生虫学的検査	1,000円
試料配布用容器		1,000円

※ 参加費用は、参加検査区分に配布用容器を加えた金額とする。

## 東京都衛生検査所精度管理検討委員会設置要綱

### (設置)

第1 衛生検査所における精度管理の維持、向上に関する事項を調査、検討するため、東京都衛生検査所精度管理検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について、調査、検討し、福祉保健局長に報告するものとする。

- (1) 精度管理の維持、向上に関する事項
- (2) その他福祉保健局長が必要と認める事項

### (専門委員会)

第3 委員会に専門委員会を置く。

- 2 専門委員会は、委員会の決定するところにより、精度管理調査の実施等具体的事項を調査、検討する。
- 3 専門委員会は、前項の調査、検討結果を委員会に報告するものとする。

### (組織)

第4 委員会及び専門委員会は、次に掲げる者のうちから、福祉保健局長が委嘱又は任命する委員又は専門委員をもって構成する。

- (1) 委員会
    - ア 学識経験者 8名以内
    - イ 東京都職員 2名以内
    - ウ 特別区職員 1名以内
  - (2) 専門委員会
    - ア 学識経験者 14名以内
    - イ 東京都職員 1名以内
    - ウ 特別区職員 2名以内
- 2 委員及び専門委員は、重ねて委嘱又は任命されることができる。

### (任期)

第5 委員及び専門委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員及び専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第6 委員会及び専門委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員又は専門委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会又は専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員又は専門委員がその職務を代行する。

(幹事)

第7 委員会及び専門委員会に、その調査検討を補佐するため、幹事を置く。

2 幹事は、福祉保健局職員のうちから、福祉保健局長が任命する。

(招集)

第8 委員会及び専門委員会は、福祉保健局長が招集する。

(関係者の出席)

第9 委員長は、必要と認めるときは、委員会又は専門委員会に関係者の出席を求めることができる。

(会議等の公開)

第10 委員会の会議、会議に係る資料及び会議録等は公開とし、委員長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

2 専門委員会の会議、会議に係る資料及び会議録等は、精度管理調査の実施等具体的事項について検討するため非公開とする。

(事務局)

第11 委員会及び専門委員会の事務は、福祉保健局医療政策部医療安全課及び健康安全研究センターにおいて処理する。

附 則

この要綱は、平成4年5月27日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

東京都衛生検査所精度管理(調査)検討委員会名簿 (任期 平成28年4月1日～平成30年3月31日)

	区分	現委員氏名	所 属
委 員	学識経験者	効 高 木 ヤスシ 吉 康	昭和大学特任教授
		サイノウ 齋 藤 エイジ 英 治	東京都医師会精度管理委員会委員長
	医 師 会	カクタ トオル 角 田 徹	東京都医師会副会長
		コバヤシ ヒロユキ 小 林 弘 幸	東京都医師会理事
	検査所協会	カネムラ シゲル 金 村 茂	日本衛生検査所協会
		ク 久 ガワ サトシ 川 聡	日本衛生検査所協会
	検査技師会	ナカニシ タカヒロ 中 西 貴 裕	東京都臨床検査技師会
	特 別 区	テラニシ アラタ 寺 西 新	足立保健所長
	東 京 都	オオ イ ヒロシ 大 井 洋	東京都健康安全研究センター所長
		ナリタ トモヨ 成 田 友 代	東京都福祉保健局医療改革推進担当部長
幹 事	ニシツカ イタル 西 塚 至	東京都福祉保健局医療政策部医療安全課長	
	シンドウ テツヤ 新 藤 哲 也	東京都健康安全研究センター精度管理室副室長	
	ヨコヤマ ケイコ 横 山 敬 子	東京都健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科長	